

差別ハガキの「加害者」と「被害者」

——大量連続差別投書・ハガキ事件の加害者と更生について——

河村 健夫

要約

総数四〇〇通余りに及んだ大量差別投書事件につき、裁判所は加害者に二年実刑という判決を行い、加害者は収監された。同事件につき刑事告訴、刑事施設収容という手続を選択したことにより、従来の差別糾弾闘争を放棄する危険性が生じることを指摘できる。しかし、差別糾弾闘争が日本国における人権保護法体系の不備を補うために実施されているという前提を踏まえれば、近年の犯罪被害者保護法制の構築を利用して差別糾弾闘争を前進させることは可能であり、同事件においても加害者による糾弾会出席の確約を得た。

一 はじめに

私は東京の弁護士で、普段は一般民事を中心に時々刑事事件も受任するという、標準的な業務を行っている。消費者事件と労働事件が比較的多いといえようか。

そのような私が、大量連続差別投書・ハガキ事件に関

わり、加害者に対する刑事告訴から公判における被害者意見陳述まで関与したきっかけは、複数名の被害者のうち一名が、かつて別の民事事件の依頼者であったことによる。

今回の事件を通して、部落差別の現実や加害者の更生についていくつか考えるところがあったので、本稿を作成した。

二 大量連続差別投書・ハガキ事件に関する 事実経過

1 第一期（二〇〇三年五月～二〇〇三年二月）

大量連続差別投書・ハガキ事件は、東京食肉市場宛ての差別ハガキ（二〇〇三年五月一日到着。図1）から始まった。「今日も一日ブタ殺しの賤業楽しかったか」から始まるはがきの文面は「だからお前たちエタ、ヒニンのバカがやっているんだもんな」などと悪質な差別文を書き連ねたあげく「ハハハー」という奇妙に軽い文句で結ばれていた。

同様のハガキは、部落解放同盟東京都連合会（以下「東京都連」という）の墨田支部、荒川支部などに続々届いていた。これらはいずれも宛先を「〇〇死部」などと表記した上「えたはえたらしくと殺場に行け」などという文句をハガキ全面に書き込んだものであった。

続いて差別ハガキ・投書は、団体を宛先にするのではなく個人を標的にするようになった。「解放新聞」等で関係個人名を把握し、住所を調べて送付してきたものと思われる、上記同様の差別文言を便箋全てに書き連ねて送

付してきたほか、送付先の解放同盟関係者の氏名を騙って書籍・英会話教材などを注文するという嫌がらせも発生した。

さらに、犯行はエスカレートした。氏名を騙ってガスの解約を申し込むなどライフラインに手をつけ、標的とした解放同盟関係者の個人宅周辺に「〇〇は特殊部落出身のえた身分の奴です」などと記載したハガキを送りつけるなど、極端に悪質化した（図2）。

2 第二期（二〇〇三年二月～二〇〇四年一月）

東京都連は、上記の経過のとおり加害行為が悪質化するとともに、送付された差別ハガキ等の通数がおびただしいことから、かかる差別事件について刑事告訴を行うこととし、告訴は二〇〇三年一〇月末に受理された。告訴罪名は脅迫、告訴人は複数の被害者のうち最も深刻な被害を受けていた一名であった。

東京都連は、これと同時に大衆的行動として同年二月三日「真相報告集会」を開き、この間の経緯を報告し、当該集会についてはマスコミ等でも大きく報道された。

すると、差別ハガキ事件の加害者から告訴人宛てに手紙が届いた。そのなかで加害者は「私の手紙に関する記事がかなりの大きさでしかも全国面に載っていた。あれ

を見て私はえらいことをしてしまったと気がつき、ショックでした」「私は決心しました。部落関係者・団体へのいたずらや手紙はもう止めようと。私はここに宣言します」などと表明し、犯行について一方的に中止宣言を行った。

なお、この間、東京都連は法務省東京法務局（人権擁護部）に対して人権侵害事案であるとして調査及び告発、啓発活動を行うことを申し入れたが、東京法務局は「調査を開始するかどうかは答えられません」等と消極的な回答に終始し、実際にも被害のごく一部に形式的な調査をしたのみという対応であった。

3 第三期（二〇〇四年一月～二〇〇四年六月）

犯行を自粛していた加害者は、二〇〇四年一月、犯行を再開した。再開の理由として、差別ハガキに、東京都連がそのホームページにおいて加害者が被害者に直接謝罪すべきである旨記載していることを知り「生意気に思った」などと記載があった。

再開宣言後の行為は、従来と同様の解放同盟関係者に対する悪罵などに加え、ハンセン病元患者や在日韓国・朝鮮人に対しても差別を拡大したことに特徴がある。

例えば、ハンセン病元患者が生活する国立療養所菊地

恵楓園宛てに、二〇〇三年一月二十五日に投函された「今回おまえたちはアイレディー宮殿黒川温泉ホテルに對してとんでもなく失礼、非礼で同ホテルの名譽信用をいぢるしく傷つけるとんでもないことをしてくれやがったな。ホテルというところは人間が泊まる場所であつてお前たちのようにハンセン患者のような人間ではないダニ共が泊まる場所ではない。：「中略」：生きていることが邪魔で仕方ない奴らなのであるから恵楓園の中に毒ガス室をつくつてもらつてそこで処分してもらい死ね。：「中略」：お前たちのような奴は温泉じゃなくて骨つぼの中へ早く入れ」などの差別投書が届いた。しかも、かかる差別投書の差出人氏名を解放同盟関係者として差出人名義を偽称し、あたかも部落解放同盟関係者が上記悪罵を行ったかのように工作した。

これらの差別投書・ハガキは、二〇〇四年六月末の段階で、全国合計四〇〇通あまりに及んだ。さらに、対象者の近隣住民に対して送付された投書・ハガキに関しては相当数の暗数もあると考えられる。

ところが、二〇〇四年六月を境に差別投書・ハガキはほとんど届かなくなった。加害者が青梅市役所の食堂内で差別はがきを書いているところを青梅市職員に目撃され、捜査が身辺に及んだことから、犯行を自粛したもの

と思われる。

4 第四期（二〇〇四年一〇月）

加害者は、二〇〇四年一〇月一九日に逮捕された。検察官の冒頭陳述等によれば、加害者は大学を卒業後も就職することができず、そのうつぶんを晴らすために、日ごろ自分よりも下の存在と考えていた被差別部落出身者に精神的苦痛を与えることを目的として、一連の差別投書・差別ハガキの送付を開始したとのことであった。

部落解放同盟東京都連は、数次にわたって検察官面会を実施し、この事件は単なる一名の被害者に対する脅迫事件ではなく、部落差別等の構造的差別事件であることと訴えた。部落差別問題に対する考察を深めてもらうために、参考書籍等を持参し、東京における従来の部落差別問題の説明等を行った。

捜査対象は、当初の被害者一名に対する脅迫から拡大し、最終的な起訴罪名は脅迫（対象とする被害者五名）、名誉毀損（対象とする被害者三名）、署名偽造（ハンセン病元患者が生活する菊地恵楓園宛てに部落解放同盟関係者を装って送付した差別投書）となった。ちなみに、法務省東京法務局は、加害者が特定され身柄が拘束された後になつて、ようやく「告発」を行ったにすぎず、人権救済

機関として機能していないことが明らかとなった。

刑事裁判においては、被害者らの意見陳述を行い、なかでも、最も深刻な被害を受けた被害者一名については口頭での陳述を行った（他の被害者については書面による陳述）。

検察官の論告は、「犯行が部落差別の一環として行われたこと、憲法一四条（法の下平等）に対する挑戦ともいべき悪行」などと指摘し、懲役二年を求刑した。判決は懲役二年（実刑）であり、被告人は控訴せずに刑が確定した。

なお、私は加害者が被疑者として身柄拘束されている際に、被疑者の私撰弁護人とともに面会し（一般面会扱いのため立ち会い警察官がついたが）、犯行の動機や犯行当時の心理状況などについて、直接本人と話をする機会を得た。その時の印象は、本人として一生懸命謝罪をしようとしていることは分かるものの、被害者の受けた衝撃であるとか、差別問題に対する反省などは非常に希薄であるという感じであった。被告人の弁護人は公判廷において、加害者はアスペルガー症候群（注…知的障害のない自閉症）の傾向を有しており、その影響下での犯行である旨の主張を行ったが、アスペルガー症候群罹患の有無はさておくにしても、会話のなかに現実感が乏しい

印象を受けた。

5 小括

以上を踏まえて今回の事件の特徴をまとめると、①差別投書・ハガキの通数は合計四〇〇通以上になるなど、大量性・反復性が見られること、②差別投書などにおいて加害者の氏名を明らかにせず、あるいは別人物の名を騙るなど、著しい匿名性があること、③ガス供給停止などのライフラインを狙った犯行や、差別投書の文面の裏に被害者の住宅地図を印刷するなど、被害者に差し迫った危険が生じたこと、④差別文言も相当露骨で悪質であること、といった諸点をあげることができる。

三 議論となった「刑事告訴」

ところで、本件大量連続差別投書事件においては、刑事告訴という手段がとられ、公判廷においても厳罰を求める旨の意見陳述がなされ、結果として加害者は実刑判決を受けて刑事施設に収容された。

この、刑事告訴という手段をめぐって、解放同盟関係者の内部で、あるいは部落解放運動の関係者のなかで、刑事告訴という手続はとるべきではなかった旨の意見が

あった。私なりに総合して理解すれば、「刑事告訴であるとか実刑を求めて検察官や裁判官に要請をすることは、従来の差別糾弾闘争を権力に売り渡すことであり、不当である」という趣旨の意見である。

かかる見解について、なるほどと思うことも多かったが、他方で本件被害を刑事告訴なしで終結させ得たかという思いもあった。そこで、以下、事件に即して刑事告訴の功罪を検討してみたいと思う。

1 糾弾闘争とは

差別糾弾闘争について、『何を、どう糾弾するか』（部落解放同盟中央本部編、一九九一年）によれば、その必要性について「部落差別による被害者を救う法律的な措置が不十分であり、法律的には部落大衆は、差別されても泣き寝入りをしいられるような形になっており、『糾弾』以外に差別された人を守る方法がないからです」と位置づけている。また、かかる見解を裏付けるものとして一九八八年三月二九日大阪高裁の、糾弾闘争について憲法一四条の平等原理を実質的に実効たらしめる自救行為とみる余地を認めた判決文を引用している。

このような前提に立つ限り、差別された人を守る糾弾以外の方法の制度／措置が存在するのであれば、それは

必ずしも糾弾闘争と対立するものではなく、相互補完的に利用できると思われる余地がある。大量連続差別投書事件における刑事告訴手続も、かかる文脈で理解すべきと考えられる。

2 刑事手続の限界とその危険性を前提に

もちろん、刑事告訴に端を発する一連の刑事手続を礼賛することはできない。刑事手続は、決して万能の手段ではあり得ない。刑事告訴及びこれに端を発する刑事手続は、犯罪者の改善更生社会復帰を目的とするものであり、糾弾闘争とは目的を異にしている。例えば、差別投書を行うに至った動機等の解明という側面をみても、刑事手続上は事実認定と情状に資する範囲でこれを行うのであって、なぜ自分が差別ハガキを書くに至ったのかを深く掘り下げ、再び差別をしないように心底から納得するために動機を解明するものではない。本件においても、公判廷において加害者は、差別投書をするに至った動機として「アルバイト先で部落問題を『怖いもの』とイメージさせる話を聞いた、『同和利権の真相』を読み部落の人を『怖い人』と認識し部落解放同盟に対する反感を持った」「学生時代に同和教育を受けたことはなかった」などと述べているが、そのような「部落は怖い」といっ

た言説をなぜ単純に信じ込むに至ったのか、なぜ執拗に差別投書を反復したのかといった、差別行為をなくすことにつながるような動機の解明には到達しなかった。

また、糾弾闘争固有の問題からいえば、従来から糾弾闘争と権力とは緊張関係にあったのであるから、刑事告訴をきっかけに警察権力が糾弾闘争に介入し、それを権力の意に沿った体制内活動へと懐柔してゆく危険については、十分すぎるほどの注意を払うべきであろう。本件ではかかる危険は発生しなかったが、前提としては留意する必要がある。

3 本件において刑事手続が果たした効果

では、かかる限界や危険性を前提に、それでも本件において刑事手続が有効に機能した面はあるのだろうか。

ひとつには、本件の差別投書事件が著しい匿名性を帯びた事件であったため、加害者の特定のために、公権力が有している捜査権を利用せざるをえなかったという点があげられる。本件においては、被害者たちはいずれも「解放新聞」紙上に氏名が記載されていた人物であり、消印は渋谷周辺のものが多かったことから、当初、加害者は渋谷周辺において図書館等で「解放新聞」を読み、被害者をターゲットとする犯行に及んでいると推察され

た。しかし、それ以上の特定はできず、差別投書の続発を許した。本件のように著しい匿名性を帯びた差別行動に関しては、解放同盟自身による調査活動にも限界があり、場合によっては公権力による捜査に頼らざるを得ないことも出てくると思われる。インターネットなどの差別行為者の特定が困難なメディアを利用した差別表現に対しても、同様のことがいえる。

もうひとつは、本件においては、被害者に対する危険が差し迫ったものであり、捜査開始というニュースにより、この危険を多少なりとも緩和し得たという点である。被害者の一名は、その被害意見陳述において次のとおり述べている。「(差別投書の) 文言を読むたびに、怒りや手が震え、精神の安定を保つことすら困難な状況になった。怒りと不安から夜も眠れず、肉体的にもぎりぎりの状態まで追いつめられた」「この五五〇日は文字通り生き地獄の日々でした」と。刑事告訴を行い、その報道が行われることによって、加害者はいったん犯行中断宣言を發して犯行を休止した。また、犯行再開後も、身辺に捜査が迫ったと知るや差別投書の投函をほぼ停止させるに至った。このように、差別を行う側には少なくとも捜査権力に対する怯えが見られるのであり(加害者は、解放同盟の行動に対しては憎しみを燃やして「犯行再開

宣言」を發したことと対比して理解すべきである)、本件においては切迫した被害を緩和させるという効果があった。

さらに、刑事手続にのせたことによって、差別は犯罪を構成するというアナウンス効果が得られたことがあげられる。差別糾弾闘争は、憲法一四条の平等原理を実効化する方法であるとの立場は、当然ながら、差別は良くないし糾弾闘争は反差別の行動であるという、市民的な共通理解があることを前提としているはずである。しかしながら、「糾弾は怖い」といった誤った認識がみられることもまた事実であろう。このような状況において、加害者が刑事裁判で実刑になったという現実には、差別を許さないという結論を裁判所として公に表明したということであり、差別糾弾闘争に対する理解を後押しするといえよう。検察官は論告求刑において、加害者の行為を憲法一四条に対する挑戦として位置づけたが、このことは、解放同盟による従来からの糾弾闘争の位置づけを承認したものと理解できる。

また、続発する模倣犯に対する一般予防効果があげられる。インターネットの巨大掲示板「2ちゃんねる」における差別発言は日々横行しているし、本件においても、加害者を装った人物によって山陰地方の公共施設のホー

ムページ投書欄に差別書き込みがされるなど、現実には模倣犯が出現していた。これら続発する匿名性を強く有した差別事件の犯人に対するには、刑罰の威嚇による一般予防効果も無視できないと考える。

4 小括

このように考えると、差別糾弾闘争と刑事手続については完全に相排斥しあうものではなく、刑事手続の利用によるメリットとデメリットを勘案して、刑事手続を利用することもあり得るのではという感想を持つ。ただ、その場合は独自の糾弾闘争を放棄するということはあつてはならないであろう。独自の糾弾闘争を放棄したとき、解放同盟のエートスは失われるのであり、差別をなくす運動の力も失っていく。この世の中に差別が存在する限り、糾弾闘争の意味は失われなければならないべきである。

四 加害者の更生について

本件については、刑事手続の結果、加害者が実刑となつて収監されたことから、加害者の更生の可能性についても議論があるケースであった。

すなわち、刑事施設内における処遇は犯罪者の改善更

生社会復帰をめざすことが謳われているものの、現実の刑事施設における処遇は劣悪であり、加害者の更生は期待できないのではないか。そうだとすると、刑事施設に収容することを目的とする活動は、糾弾闘争によって加害者が自らの誤りを糾し、ともに差別と闘う主体に変革するチャンスを奪うことにならないか、といった議論である。

1 加害者の収監状況

加害者は、一審の実刑判決後、控訴をすることなく判決が確定し、現在は刑務所において服役中であるが、実刑二年という判決結果及び仮釈放制度の運用状況から見て、本年(二〇〇六年)中の出所も予想される状況にある。

2 矯正処遇における犯罪被害者保護施策

ところで、刑務所などの刑事施設内での矯正処遇において、本件の加害者のような差別犯罪を行った者を対象とする十分な人権教育が行われているかといえは、「ノー」というのが現状である。

従来の監獄法制においては、受刑者に対して刑務作業(一種の強制労働)を義務づける根拠規定はあるものの、職業訓練や人権教育を義務づける法的根拠規定すら欠い

ていた。二〇〇六年五月から施行された受刑者処遇法は、刑事施設の長に、受刑者に対して犯罪の責任を自覚させるため必要な指導を行う権限を与えているから、ここにおいてようやく法的根拠規定が整備されたことになる（受刑者処遇法八二条一項）。

現実の矯正処遇においては、従来から類型別処遇の一環として被害者保護教育が取り入れられていたが、今後、上記受刑者処遇法の制定にあわせてその内容を充実すべく作業が進められているという。具体的には、受刑者一般を対象としたゲストスピーカーによる講話、視聴覚教材の視聴、課題読書などのほか、個別の受刑者に対して指導計画を立てて指導することもあるとされる。個別の指導計画においては、①命の尊さを認識させること、②被害者やその遺族等の実情を理解させること、③罪の重さを認識させること、④謝罪や弁償についての責任を自覚させること、⑤具体的な謝罪方法について考えさせること、⑥加害を繰り返さない決意を固めさせること、との項目が設定されるとのことである。そして、これらの項目をゲストスピーカーによる講話、視聴覚教材の視聴、グループワーク、役割交換書簡法、個別指導等を通じて実現するとする（矯正における犯罪被害者保護関連施策」、日本刑事政策研究会報『罪と罰』第四三巻一号）。

しかしながら、上記の各施策は仮に十分にその効果を発揮したとしても、①刑罰権の実施であり、施策の最終目標が犯罪被害者保護にあるため、どうしても過去の犯罪被害についての自覚と責任といった点に指導の中心があり、ともに差別を許さない主体として変革をめざすという、糾弾闘争の有する発展的な性格に沿った内容とならない可能性がある、②上記指導六項目の内容を見ても、生命侵害などを当面の対象とすることが予定されており、差別犯罪は「軽い」犯罪とされて指導の対象犯罪から除外される危険がある、③刑務所は予算等の関係で人的・物的に指導の限界が存在する、などの問題点があり、差別犯罪の加害者に対する人権教育の観点からは十分な内容とはいえない。したがって、刑事施設内での処遇により、差別を許さない人として反差別の活動をともに闘っている人間に変化することは、期待しにくい状況にある。

3 出所後の糾弾会への出席を確約

東京都連は、このような状況にあることを踏まえ、加害者の親族に連絡を取った。本件の加害者が①直接被害者と対面し、直接の心からの謝罪を行ってほしいこと、②部落問題を正しく理解し、二度と差別をしないほしいこと、を伝えるためであった。

その結果、加害者及びその親族の双方とも、上記の趣旨を了解し、加害者の出所後は東京都連による調査と糾弾に協力したいとの意向が示された。面会した親族に対し、加害者は「(解放同盟から上記の趣旨の連絡があったことは)ありがたい」と喜んでいたとのことである。

4 加害者の更生に果たす糾弾闘争の役割

上記の経過から窺えることは、加害者の更生において糾弾闘争が果たす大きな役割である。

差別行為については、その加害者が単に反省を行うだけではなく、今後は差別を許さない側に立つて行動するようになることが究極的な解決となるが、上記に見たように刑事施設における「更生」施策ではどうしても限界がある。本件の加害者には、大学を卒業するも適当な就職先を見つけないで不定期にアルバイトに従事していた際のうつぶんを晴らすために差別投書にのめり込んだという側面があり、本件差別投書事件はいわば社会の弱者によるさらなる差別という性格を有している。このような複雑な性質を持つ加害者の更生にとつて、糾弾闘争が果たす役割は減じることはないと考えられる。

もともと、法制度内における犯罪被害者保護施策の前進を利用し、糾弾闘争との連携を図ることは、糾弾闘争

を実効化するためにも試みられるべき方法論であろう。本件において被害者の意見陳述を実施し得たのは近年の犯罪被害者保護関連の法改正を利用した結果である。加害者が刑事施設に収容された後も、受刑者処遇法による接見交通権の拡大を利用し、加害者の更生を順次確認しつつ糾弾会への出席を求めてゆくというやり方をとることにより、加害者が社会復帰した後の人権感覚の熟成をスムーズに進めることが可能となつているといえよう。

5 小括

近年の犯罪被害者保護意識の高まりは目覚ましい。もちろん、なかには犯罪被害者による被告人への質問権を認めるべきといった警戒すべき議論も含まれているが、総体として、犯罪被害者保護意識が一般市民に行き渡つているという事実自体は誰も否定することはできない。

ところで、差別糾弾闘争はかかる犯罪被害者保護と重なり合う領域があるから、差別糾弾闘争について犯罪被害者保護の側面を取り上げること、「古き革袋に新しい酒を盛り」、「糾弾は怖い」という誤解に対するカウンター機能を果たして活用できる。本件差別投書・ハガキ事件をめぐる加害者と東京都連とのやり取り、その後の糾弾会への出席(現時点ではその確約)は、広い意味で矯

正と保護との連携のモデルケースといえようから、その意味で注目すべきケースである。このようなケースが有り得るといふ活用を通して、差別糾弾闘争の更なる前進を図ることが可能だと思ふ。

五 今後の課題

今後の課題としては、まず何より本件の加害者に対する確認糾弾会を的確に行い、加害者自身による本件の理解を深めてもらうことであろう。特に本件についての動機は、いまだ未解明のままというほかに、糾弾会により相互の解明を進めてゆくことが期待される。糾弾会がその所期の目的を達し、加害者が差別に対する理解を深め、ともに差別に反対する立場に立ったことが確認された場合、本件は糾弾闘争の一つの新しいモデルケースになりうるから、その意義を十分に活用することが望まれる。

次に、本件については、既存の法制度を利用する際の限界も示した。刑事手続においては、そもそも端的に差別を犯罪とする根拠条文の不存在、「脅迫」罪名での起訴を行った場合に本件が部落解放同盟に対する差別投書であるにもかかわらず団体名義での告訴が認められない点、刑事手続き内での動機解明の限界などのさまざまな

限界も示した。また、法務省東京法務局による終始一貫した消極的姿勢は目に余る状態であった。人権擁護法案に関する議論とも重なるため詳細は述べないが、法制度というのは成立した瞬間から古びてゆくことは避けられない宿命であるから、常に外部からの努力の傾注により制度の実質化を図らなければその真価を発揮できない。

さらに、今後同様の事件が発生した場合に、同様に刑事告訴手続を進めることになるのかという課題も残している。差別投書事件イコール刑事告訴という訳ではなからう。しかし、インターネットなどを利用した匿名性の高い差別行為は今後も多数発生すると予想される。本稿をきっかけに、さまざまな立場からの議論が深まることを期待している。